

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.5

インド法務の入口—インド知的財産制度の特徴

2026年3月

1 はじめに

インドの知的財産制度は、TRIPS 協定等の国際的な水準に沿う形で整備が進められており、特許、意匠、商標、著作権といった基本的な制度構造は日本と共通しています。また、近年はモディ政権の下で知財政策の強化が図られており、制度の利便性も着実に向上しています。もっとも、インドでは自国産業の保護や公共政策といったインド独自の観点が反映されている部分もあるため、日本の実務感覚がそのまま当てはまらない場面も少なくありません。

本稿では、日本の制度との違いに着目しながら、インドの知財制度における特徴的なポイントを解説します。

2 特許制度における特徴的なポイント

(1) 基本的な枠組みと審査の状況

特許とは、新しい技術的な発明について、審査を経て登録されることで、一定期間その発明を独占的に実施できる権利を与える制度です。

WIPO の統計によれば、インド特許庁に対してなされた特許出願の 2024 年時点の平均審査期間は次のとおりです¹。

	最初の審査結果通知までの期間	最終判断までの期間
インド	12.6 カ月	37.8 カ月
日本(参考)	9.1 カ月	12.9 カ月

インド特許庁における審査期間は非常に長いと指摘されてきましたが、インド特許庁の体制整備が進み、最初の審査結果を通知するまでの期間は大幅に短縮されました。しかし、最終判断が得られるまでの期間はまだまだ長いというのが現状です。

また、審査における担当審査官ごとの判断のばらつきが大きいことが指摘されており、審査の質の向上が重要な課題となっています。

(2) 改良発明の制限—エバーグリーンングの禁止

¹ WIPO「[World Intellectual Property Indicators 2025](#)」63 頁

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.5

インド特許法は、既知の物質の新しい形態の発見であっても効能が増大されない場合や、既知の物質の新規特性または新規用途の発見等については、特許の対象とはならないと定めています。実務上、既知の物質の改良発明においては、特許に通常求められる新規性・進歩性に加え、効能が大きく向上したことを裏付けるデータ等の追加的な立証が求められますので、そのハードルは高いです。そのため、日本や欧米等で特許が認められている改良発明であっても、インドでは権利化できないリスクがあります。

この規定の目的は、製薬企業が既存の特許発明に軽微な改良を重ねてその都度特許を取得することで特許期間を実質的に延長する、いわゆるエバーグリーン行為を禁止することにあると説明されています。もっとも、その運用を見ると、結果として外国の製薬企業の特許保護の範囲を相対的に限定し、インド国内のジェネリック製薬企業を保護する役割を果たしているとの指摘もあります。

(3) インドへの第一国出願義務

インドでは、インド居住者(resident in India)がした発明について特許出願をする場合、最初にインド特許庁に出願をする必要があります。インド以外の国で出願しようとする場合、インド特許庁に出願してから 6 週間経過するのを待つか、事前にインド特許庁から許可を取得する必要があります。

この規定に違反した場合には、制度上は刑事罰の対象となり得るほか、インドでの特許出願が違法であるとして拒絶される可能性も否定はできません。そのため、インドに研究開発拠点がある場合や、インド居住者が発明に関与する場合には注意が必要です。

(4) 特許の実施報告義務と強制実施権

インド特許法では、特許発明はインド国内で実施されるべきであるという考え方が強く反映されています。

特許権者および実施権者は、特許発明がインド国内で商業的に実施されているか否かについて、実施報告書(Form 27)を特許庁に提出する義務を負い、その内容はインド特許庁のウェブサイト上で公開されます。2024 年の特許規則改正により、提出頻度は従来の毎会計年度から 3 会計年度に 1 回へと緩和され、記載内容も簡素化されましたが、提出義務自体は引き続き維持されています。

また、実施報告を怠った場合には罰金の対象となるほか、特許付与から 3 年経過後に不実施であること等が認められると、第三者から強制実施権(compulsory license)の発動を申し立てられる可能性があります。強制実施権とは、特許権者の意思とは無関係に政府が条件を定めて第三者にライセンスを許諾する、という制度です。実際に発動されるリスクは低いですが、インドでは医薬品分野において 2012 年に発動事例があることから、特許の実施状況の管理には注意が必要です。

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.5

(5) ライセンス契約の登録の重要性

日本では、特許を第三者にライセンスする場合、一定の例外を除き、特許庁への登録を行わなくても特段の不都合は生じません。

これに対し、インドでは、ライセンス契約を特許庁に登録しなければ、契約内容を裁判等において証拠として用いることができません。特にライセンシーにとっては、登録がなければ権利関係を十分に主張・立証できないおそれがあります。

他方で、登録を行うとライセンス契約の内容がインド特許庁のウェブサイト上で公開されることにも留意が必要です。そのため、ライセンス契約を締結する際には、登録時のマスキングの範囲等についても検討しておくことが重要です。

(6) SEP 紛争におけるプロパテントの傾向

インドでは、通信技術の標準必須特許(SEP)に関する裁判例が多数出されており、世界的にも SEP 紛争が活発な国として存在感を確立しつつあります。

特に近年の裁判例では、紛争の早期の段階からロイヤルティ相当額の供託を命じられるなど、特許権者の利益を確保するための暫定的救済が積極的に認められる傾向が見られます。また、損害賠償やロイヤルティ算定においても、特許権者側に一定程度配慮した判断が示される場面が多く、特許権者寄り(いわゆるプロパテント)の運用が指摘されています。

インドにおける SEP 紛争の取扱いについては、個別の裁判例を通じてルールが形成されている段階にありますが、上記の傾向を踏まえると、インドは特許権者にとって権利行使が比較的行いやすい法域といえます。そのため、特許権者が紛争地としてインドを選択する動きは今後も継続し、引き続きインドが主要な舞台の一つとなることを見込まれます。他方で、実施者側としては、インドにおけるライセンス交渉に慎重に臨む必要があり、十分な留意が求められます。

3 意匠制度における特徴的なポイント

(1) 基本的な枠組みと審査の状況

意匠とは、製品の形状や模様などの外観、すなわちデザインについて、審査を経て登録されることで、一定期間そのデザインの利用を独占できる権利を与える制度です。

WIPO の統計によれば、インド特許庁に対してなされた意匠出願の 2024 年時点の平均審査期間は次のとおりです²。

	最初の審査結果通知までの期間	最終判断までの期間
インド	61 日	135 日

² 前掲 1142 頁

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.5

日本(参考)	186日	207日
--------	------	------

以上の数字からは、インドにおける意匠の審査は、日本と比べてもかなり早いことが読み取れます。これは、特許や商標の審査において遅延の一因となっている、審査を経て登録を待つ段階で第三者が関与する異議申立て制度が、意匠制度には存在しないことが背景にあると考えられます。

(2) 存続期間の短さ

日本における意匠権の存続期間は 25 年とされていますが、インドでは最長 15 年であり、日本よりもかなり短く設定されています。

この違いは、インドの産業が現在急成長中であり、新しい商品やビジネスが次々と生まれていることを背景に、製品のデザインの独占権を長く保護することよりも、早い段階で誰でも使える状態にすることを重視しているためと考えられます。

(3) 秘密意匠制度の不存在

意匠出願が審査を経て登録に至るとその内容が公報に掲載され、一般公開されますが、日本では、登録された意匠を最大 3 年間非公開とすることができる秘密意匠制度が存在します。これは、発売前の新製品のデザインを顧客や競合他社に知られることなく販売準備を進めるための制度です。

他方で、インドではこのような制度は導入されておらず、意匠登録がなされると直ちに当該意匠の内容が一般公開されます。そのため、インドで意匠出願を行う場合には、出願・登録のタイミングと実際の製品リリースのスケジュールを慎重に調整する必要があります。

(4) ライセンス契約の登録の重要性

意匠のライセンス契約についても登録が必要となる点、および登録により契約内容が公開される点は、特許について上記 2(5)で述べた内容と同様です。

4 商標制度における特徴的なポイント

(1) 基本的な枠組みと審査の状況—異議申立てによる審査遅延

商標とは、商品やサービスの名称、ロゴ、マークなどについて、他者の商品やサービスと区別するために独占的に使用できる権利を与える制度です。

WIPO の統計によれば、インド特許庁に対してなされた商標出願の 2024 年時点の平均審査期間は次のとおりです³。

³ 前掲 1109 頁

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.5

	最初の審査結果通知までの期間	最終判断までの期間
インド	261.0日	539.0日
日本(参考)	200.1日	221.2日

インドにおいて商標の審査期間を長期化させる決定的な要因は、異議申立ての存在です。異議申立てとは、特許庁での審査を経て登録される前の商標出願について、第三者が当該出願が違法であること等を理由として異議を申し立てる制度です。異議申立てがなされなければ、通常1年以内に審査が終了しますが、異議申立てがなされてしまうと、異議の審理を行う特許庁職員の人員不足等の影響により、審査が大幅に長期化(場合によっては10年近く)します。インドでは、競合他社の商標出願の権利化を遅らせる目的で異議申立てが行われることも多いと言われており、実務上大きな問題となっています。

近時、インド特許庁の体制整備が進み審査期間が短縮されたとの情報もありますが、それでもなお、異議申立てがなされた場合は年単位の審査期間を覚悟しておく必要があります。

(2) 未登録商標に対する強い権利保護

日本では、商標権は登録によって発生するのが原則であり、未登録商標の保護は不正競争防止法等により補完的・限定的に認められるにとどまります。

これに対し、インドでは、商標権は使用によって生じ、登録はそれを法的に承認する手続きにすぎないという、欧米のコモンローに由来する考え方が制度の基礎にあります。そのため、未登録商標であっても、他者に先行して使用されている場合には強い保護の対象となります。具体的には、いわゆる「passing off」(詐称通用)の法理により、第三者による混同を招く使用に対して差止めや損害賠償を求めることが可能です。さらに、同一または類似の商標を登録した者に対して登録の取消し等を求めることもできます。

なお、商標が登録されている場合には、訴訟等において立証すべき事項やその水準が変わり、立証負担が大幅に軽減される等のメリットがあり、法的保護はさらに強まります。そのため、インドにおいても商標登録を行っておく意義は大きいといえます。

(3) 包括的な周知商標認定制度の存在

日本の場合、一定の知名度を獲得した商標について、「周知商標」・「著名商標」という概念は存在しますが、商標制度上の複数の条文や不正競争防止法に分散して規定されています。そのため、個別の訴訟や手続の中で、その都度「周知」・「著名」であることを主張立証していくのが基本となります。

これに対しインドでは、商標が「一定の需要者層に広く認識され、他の商品・役務に使用された場合でも当該商標権者との関係を想起させる商標」となった場合、商標権者からの申請に

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.5

基づいて、「周知商標」(well-known trademark)として認定する制度が設けられています。認定された周知商標は、インド特許庁のウェブサイト上でリストとして公開されます。

周知商標として認定されると、全ての区分の商品・役務にわたり保護が及ぶとともに、「周知であること」が公的に確認されたものとして扱われるため、侵害訴訟等における立証負担が大幅に軽減されます。他方で、周知商標と同一または類似の商標が出願された場合でも審査段階で排除されていないとの指摘もあり、当面は、そのような商標出願が登録に至らないように権利者自ら特許庁のウェブサイトをチェックして、必要に応じて異議申立て等で対応する必要があります。

5 著作権制度における特徴的なポイント

(1) 基本的な枠組み

思想または感情を創作的に表現した著作物(小説、音楽、絵画等)については、特別な審査や登録を経なくても、創作された時点で自動的に著作権が発生しますので、これに基づいて他者による無断複製や利用を制限することができます。

どのようなものが著作物として保護されるか、また、どのような場合に著作権に基づく保護を受けられるかといった基本的な考え方は日本とインドで共通しています。

(2) 著作権登録の重要性

審査や登録は著作権発生要件ではありませんが、著作権の存在や内容等が不明確になりやすいため、日本にもインドにも、著作権登録によってこれを公的に証明しやすくする制度があります。

もともと、日本では著作権登録がそれほど積極的に活用されておらず、その存在感は限定的です。

これに対し、インドでは著作権登録が実務上非常に重要視されています。例えば、インドでは映像コンテンツ等の海賊版被害が深刻であり、その対策として警察に刑事事件として対応を求めることが有効な場面がありますが、その際には正当な著作権の存在を警察に示す必要があり、著作権登録を有していることが大きな意味を持ちます。また、裁判所においても、登録の存在は、著作権の存在や帰属、さらには侵害者が当該著作物を認識していたこと等を基礎付ける有力な証拠として重視される傾向があります。

なお、ソフトウェアの著作物については、ソースコードも登録対象となる点に注意が必要です。ソースコード自体が特許庁のウェブサイト等で自動的に公開されるわけではありませんが、訴訟等の場面では開示命令の対象となってしまう可能性もあります。そのため、流出のリスクを抑えるためには、著作権登録の際にはマスキングの範囲を慎重に検討しておくことが重要です。

6 おわりに

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.5

本ニュースレターで取り上げた点を含め、日系企業としては、日本とは異なる知的財産制度を十分に理解した上で、これを適切に活用していくことが重要です。他方で、制度上改善を求めたい点がある場合には、その意見を集約し、インド政府に働きかけていくことも可能です。例えば、上記 3(3)の秘密意匠制度は、JCCII(インド日本商工会)の知財コミッティからインド政府に対して改善を提案してきた事項の 1 つですが、2026 年 1 月に、インド政府は意匠法に秘密意匠と同等の制度を盛り込むことを提案する報告書を公開し、秘密意匠制度の導入に向けた検討を始めました。

このように、インドで実際に知的財産を取り扱う日系企業の声はインドの制度をより利用しやすいものに変えていく可能性を秘めていますので、実務担当者の皆様はぜひ知財コミッティへの参加もご検討いただければ幸いです⁴。

7 アンケート回答(無記名)のお願い

本ニュースレターを最後までご覧いただき、誠にありがとうございました。本ニュースレターや大使館での今後の企画の参考とさせていただくため、下記リンクより無記名のアンケートに御協力くださいますようお願いいたします。

アンケートは[こちら](#)から

8 バックナンバー

過去のニュースレターは、在インド日本国大使館ウェブサイトよりご確認いただけます。

[企業法務セミナー・ニュースレター | 在インド日本国大使館](#)

◆インド企業法務ニュースレター Vol.1

[インド法務の入門ー日系企業のための最新トピックガイド](#)

◆インド企業法務ニュースレター Vol.2

[インド法務の入門ー事例から学ぶデジタル個人データ保護法](#)

◆インド企業法務ニュースレター Vol.3

[インド法務の入門ーインド環境法制の全体像とカーボン・クレジット取引制度](#)

◆インド企業法務ニュースレター Vol.4

[インド法務の入門ーインドでの契約交渉における注意点と実務への活かし方](#)

⁴ JCCII の知財コミッティは JETRO のインド知的財産研究会(インド IPG)によって管理・運営されています。

インド IPG ウェブサイト:<https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/ip/ipg.html>

在インド日本国大使館主催 インド企業法務ニュースレター Vol.5

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じ、インド法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本ニュースレターに記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、在インド日本国大使館または執筆者が所属する事務所の見解ではありません。

執筆者



本間 洵（企画・草稿担当）

E-mail: Jun_Homma@tmi.gr.jp

TMI 総合法律事務所弁護士。主な取扱い分野はインド法務、知的財産、国際取引等。インド法務についての執筆やセミナーも積極的に行っている。2025年1月から Trilegal(デリーオフィス)に出向。現在、AKM Global(グルガオンオフィス)に出向中。



石井 洋輔（企画・草稿担当）

E-mail: yishii@midosujilaw.gr.jp

弁護士法人御堂筋法律事務所弁護士。米国留学、大手鉄鋼メーカー法務部の出向経験を有し、M&A、海外進出、コンプライアンス、労務管理など幅広く手掛ける。現在、インド(デリー)の大手法律事務所に出向中。ニューヨーク州弁護士。



岡本 直己

E-mail: nokamoto@midosujilaw.gr.jp

弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士。米国留学、シンガポールの法律事務所での勤務の経験を有し、国際法務、M&A、個人情報保護法分野を得意とする。



中野 裕之（協力）

E-mail: IND-ipr@jetro.go.jp

2008年特許庁入庁。現ジェトロ・ニューデリー事務所 知的財産権部長。機械分野での特許審査審判の傍ら、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、インペリアル・カレッジ・ロンドン客員研究員、調整課審査企画室、総務課広報室、国際協力課等を経て 2024年8月から現職。

お問い合わせ

在インド日本国大使館(担当:矢追・飯田)

E-mail: jpemb-economic@nd.mofa.go.jp